

第一級アマチュア無線技士

試験に出る

無線設備規則

(周波数の許容偏差)

第 5 条 送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、別表第一号（抜粋）に定めるとおりとする。

周波数帯	無線局	周波数の許容偏差（百万分率）
9kHz を超え 526.5kHz 以下	アマチュア局	100
1,606.5kHz を超え 4,000kHz 以下 ～ 10.5GHz を超え 134GHz 以下	アマチュア局	500

(占有周波数帯幅の許容値)

第 6 条 発射電波に許容される占有周波数帯幅の値は、別表第二号（省略）に定めるとおりとする。

(スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値)

第 7 条 スプリアス発射又は不要発射の強度の許容値は、別表第三号（省略）に定めるとおりとする。

第 9 条 無線設備の電源回路には、ヒューズ又は自動しゃ断器を装置しなければならない。但し、負荷電力 10 ワット以下のものについては、この限りでない。

(空中線電力の許容偏差)

第 14 条 空中線電力の許容偏差は、次の表（抜粋）の左欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりとする。

送信設備	許容偏差	
	上限（パーセント）	下限（パーセント）
(一) アマチュア局の送信設備	20	

2～4 （省略）

(周波数の安定のための条件)

第 15 条 周波数をその許容偏差内に維持するため、送信装置は、できる限り電源電圧又は負荷の変化によって発振周波数に影響を与えないものでなければならない。

2 周波数をその許容偏差内に維持するため、発振回路の方式は、できる限り外囲の温度若しくは湿度の変化によって影響を受けないものでなければならない。

3 移動局（移動するアマチュア局を含む。）の送信装置は、實際上起り得る振動又は衝撃によっても周波数をその許容偏差内に維持するものでなければならない。

第 16 条 水晶発振回路に使用する水晶発振子は、周波数をその許容偏差内に維持

するため、左の条件に適合するものでなければならない。

- 一 発振周波数が当該送信装置の水晶発振回路により又はこれと同一の条件の回路によりあらかじめ試験を行って決定されているものであること。
- 二 恒温槽を有する場合は、恒温槽は水晶発振子の温度係数に応じてその温度変化の許容値を正確に維持するものであること。

(通信速度)

- 第 17 条** 手送電鍵操作による送信装置は、その操作の通信速度が 25 ボーにおいて安定に動作するものでなければならない。
- 2 前項の送信装置以外の送信装置は、その最高運用通信速度の 10 パーセント増の通信速度において安定に動作するものでなければならない。
 - 3 アマチュア局の送信装置は、前 2 項の規定にかかわらず、通常使用する通信速度でできる限り安定に動作するものでなければならない。

(変調)

- 第 18 条** 送信装置は、音声その他の周波数によって搬送波を変調する場合には、変調波の尖頭値において(±)100 パーセントをこえない範囲に維持されるものでなければならない。
- 2 アマチュア局の送信装置は、通信に秘匿性を与える機能を有してはならない。

(送信空中線の型式及び構成等)

- 第 20 条** 送信空中線の型式及び構成は、次の各号に適合するものでなければならない。
- 一 空中線の利得及び能率がなるべく大であること。
 - 二 整合が十分であること。
 - 三 満足な指向特性が得られること。

第 22 条 空中線の指向特性は、次に掲げる事項によって定める。

- 一 主輻射方向及び副輻射方向
- 二 水平面の主輻射の角度の幅
- 三 空中線を設置する位置の近傍にあるものであって電波の伝わる方向を乱すもの
- 四 給電線よりの輻射

(副次的に発する電波等の限度)

- 第 24 条** 法第 29 条に規定する副次的に発する電波が他の無線設備の機能に支障を与えない限度は、受信空中線と電氣的常数の等しい疑似空中線回路を使用して測定した場合に、その回路の電力が 4 ナノワット以下でなければならない。
- 2～34 (省略)

(その他の条件)

第 25 条 受信設備は、なるべく次の各号に適合するものでなければならない。

- 一 内部雑音が小さいこと。
- 二 感度が十分であること。
- 三 選択度が適正であること。
- 四 了解度が十分であること。